

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	29	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58の30の3-2	許認可等の内容	指定保安検査機関の更新
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (指定等)</p> <p><u>第58条の30の3</u> 第35条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第58条の19、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (指定の更新)</p> <p><u>第58の20の2</u> 第20条第1項ただし書の指定は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 第58条の18から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。</p> <p>[参考条文2]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (欠格条項)</p> <p>第58条の19 次の各号の一に該当する者は、第20条第1項ただし書の指定を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 二 第58条の30の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの <p>[参考条文3]</p>					

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	29	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58の30の3-2	許認可等の内容	指定保安検査機関の更新
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日政令第204号) (指定の基準)</p> <p>第58条の20 経済産業大臣は、第20条第1項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。 六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。 <p>[参考条文4]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) (指定完成検査機関等に係る登録の有効期間)</p> <p>第16条 法第五十八条の二十の二第一項 (法第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>[参考条文5]</p> <p>高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 (平成9年3月24日通商産業省令第23号) 第30条 (指定保安検査機関に係る指定の更新)</p>					